

# 浄化槽清掃業 許可申請（更新）の手引き

登米市

環境事業所 廃棄物対策課

# 1 浄化槽清掃業の許可

登米市内において、浄化槽の清掃業を営む場合においては、市長の許可が必要です。

また、汲み取りしたし尿や浄化槽汚泥を運搬するためには、一般廃棄物収集運搬業の許可も併せて必要となりますので、申請の際は、両方について申請してください。

## ○一般廃棄物処理業の許可について

登米市で浄化槽清掃業の許可を受ける場合は、法律による基準のほか、**登米市の基準**を満たしている必要があります。

許可申請の内容を確認し、必要に応じ実地検査を行ったうえで、一般廃棄物処理業等許可業者審査委員会にて許可基準に適合しているか審査を行い、認められた場合に許可となります。

## ○許可証の交付について

一般廃棄物処理業の許可（新規・更新・変更）をしたときは、許可証を交付します

## ○許可手数料

一般廃棄物処理業許可手数料（新規・更新） 1件 3,000円

## ○申請書・書類の提出先

登米市市民生活部環境課廃棄物対策係

住所：登米市豊里町153番地22

電話：0225-98-4372

## 2 浄化槽清掃業の許可基準

### (1) 浄化槽清掃業の許可基準

内容		根拠
1	1 その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める基準に適合するものであること	浄化槽法第 36 条
	①登米市内の住民であること。法人の場合は、登米市内に本社が存在していること。 ②申請者が一般廃棄物収集運搬業者の許可を受け、かつ、浄化槽清掃業を行う者であること。 ③申請者が許可に付した条件を遵守することができると認められる者であること。	登米市基準
2	(浄化槽清掃業の許可の技術上の基準) 法第 36 条第 1 号の規定による技術上の基準は、次のとおりとする。 1 スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具を有していること。 2 温度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。 3 パイプ及びスロット清掃器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。 4 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び 2 年以上の実務に従事した経験を有していること。	浄化槽法施行規則第 11 条
	①浄化槽の清掃に関する講習会を受講していること。	登米市基準

(2) 浄化槽清掃業許可にかかる欠格要件法第 36 条第 2 号に掲げる欠格要件は、次のとおりです。

条項	欠格事項の内容
イ	この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
ロ	第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
ハ	浄化槽清掃業者で法人であるものが第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消された場合において、その処分の日前 30 日以内にその浄化槽清掃業者の役員であった者でその処分の日から 2 年を経過しないもの
ニ	第 41 条第 2 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しないもの
ホ	その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
ヘ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 1 項若しくは第 6 条の規定、第 7 条の 2 第 1 項の規定若しくは同法第 16 条の規定（一般廃棄物に係るものに限る。）又は同法第 7 条の 3 の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
ト	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
チ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項又は第 6 項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）で法人であるものが同法第 7 条の 4 に規定により許可を取り消された場合において、その処分の日前 30 日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であった者でその処分の日から 2 年を経過しないもの
リ	浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの
ヌ	法人でその役員のうちイからリまでのいずれかに該当する者があるもの

## 4 許可申請について

### 浄化槽清掃業許可の申請及び添付書類一覧 登米市一般廃棄物処理業許可申請書の記入方法

NO	書類名	必要な書類		備考
		個人	法人	
申請書				
	浄化槽清掃業（更新）許可申請書（様式第 6 号）	○	○	
	変更届書（様式第 4 号）	○	○	
添付書類				
1	業務に従事する従業員名簿（様式第 2 号）	○	○	
2	車両・器材届（様式第 3 号）	○	○	
3	車検証の写し	○	○	
4	車両・器材の写真	○	○	
5	定款又は寄附行為		○	
6	住民票の写し	○		
7	登記簿謄本		○	
8	誓約書	○	○	欠格要件
9	申請者履歴書	○	○	法人の場合は、役員の履歴書
10	役員名簿		○	
11	事務所見取図	○	○	
12	浄化槽の清掃に関する専門的知識・技能を有する証	○	○	環境大臣の認定講習会終了証等
13	汚泥・スカムの処理方法	○	○	
14	衛生センター使用許可申請書（様式第 1 号）	△	△	衛生センターでの処理する場合

## 登米市浄化槽清掃業許可申請書の記入方法

許可申請書（様式第6号）

○ 申請者の住所及び氏名

- （1）法人の場合は、主たる事業所（登記されている本店）を記入してください。
- （2）個人の場合は、住民票の写しに記載されている住所及び氏名を記入してください。

1 事業所の所在地及び名称

事業所の所在地及び名称を記入してください。

2 事業の用に供する施設の概要

車両・器材届を添付する場合は、別紙のとおりと記載してください。

### 添付書類について

1 業務に従事する従業員名簿（様式第2号）

収集運搬に係る従業員の職種、氏名、生年月日、住所を記載してください。

※付記欄には管理担当者及び経験年数を記載してください。

2 車両・器材届（様式第3号）

使用する車両・器材について記載してください。

3 車検証（写）

車両・器材届に記載した車両の車検証（写）を添付してください。

4 車両・器材の写真

（1）車検証（写）と同じ車両の写真を添付してください。（前・横・後から撮影したもの）

（2）車両・器材届に記載した器材の写真を添付してください。

5 定款又は寄附行為の写し

法人の場合、定款又は寄附行為の写しを添付してください。

6 住民票

個人の場合は、住民票（個人番号が記載されていないもので、本籍地が記載あるもの）を添付してください。

7 登記事項証明書

法人の場合、商業登記法による登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を添付してください。

8 誓約書

申請者が浄化槽法第36条第1項第2号イからヌに掲げる欠格要件に該当しない者であることを確認した上で誓約書を記入してください。

9 申請者履歴書

- (1) 法人の場合は、役員名簿に記載された履歴書を添付してください。
- (2) 個人の場合は、申請者の履歴書を添付してください。

10 役員名簿

法人の場合は、役員名簿を添付してください。

11 事務所見取図

申請に係る事業で用いる事務所及び事業所付近の見取図を添付してください。

12 浄化槽の清掃に関する専門的知識・技能を有する証

厚生大臣又は環境大臣発行の「浄化槽管理士免状」、(公財)日本環境整備教育センター発行の講習会の修了証の写しのいずれかを添付してください。(該当者全員分)

13 汚泥・スカムの処理方法

清掃において引き出したスカム、汚泥の処理方法を明示した書類（処理業者、処分先）を添付してください。

14 衛生センター使用許可申請書（様式第1号）

処分先が衛生センターの場合、添付してください。

## 登米市浄化槽清掃業変更届の記入方法

変更届書（様式第4号）

○ 申請者の住所及び氏名

- （1）法人の場合は、主たる事業所（登記されている本店）を記入してください。
- （2）個人の場合は、住民票の写しに記載されている住所及び氏名を記入してください。

1 変更内容

変更内容を記入してください。

（記入例：増車、代表者名、社名など）

### 添付書類について

変更内容の部分について必要な書類を添付してください。

- ・名称、代表者名、住所の場合：登記簿謄本
- ・車両の場合：車検証（写し）、車両の写真
- ・器材の場合：器材の写真